

奈良県告示第百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年九月十四日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
坂口医院	大和高田市三和町二―一〇	平成二十七年六月三十日
ファーマシー木のうた薬局真美ヶ丘店	北葛城郡広陵町馬見中一―八―六	平成三十年六月十五日
フロンティア薬局生駒店	生駒市東松ヶ丘一七―一〇	平成三十年六月三十日
熨斗歯科医院	葛城市八川八一―二	平成三十年六月三十日
羽田医院	桜井市大字西之宮二二八―三五	平成三十年六月三十日